

和泉市久保惣市民ギャラリーの運営等に関する要綱

令和5年3月31日制定

(主旨)

第1条 本要綱は、和泉市久保惣市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の運営等に関して必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 ギャラリーの利用に関しては、自ら作成した絵画、陶芸、写真、書道、俳句、和歌等の文化芸術作品を発表できる場を創出することを目的とする。

(利用期間及び時間)

第3条 ギャラリーの利用期間は、和泉市久保惣記念美術館（以下「美術館」という。）の開館期間の連続6日以内を原則とし、利用時間は、美術館開館中の午前10時から午後4時までとする。ただし、最終日は午後3時までとする。

2 前項の規定に関わらず、美術館が特に必要と認めた場合は、利用時間を変更し、月の3分の2を超えない範囲で利用期間を変更することができる。

3 ギャラリーへの搬入については、利用期間に含めないものとし、利用開始日の前日（その日が美術館の休館日にあたる場合はその直前の休館日でない日）、午前10時から午後4時30分までの間に行うものとし、搬出は、利用期間最終日の展示終了から午後4時30分までの間に行うものとする。

(利用の申込み)

第4条 ギャラリーを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、和泉市久保惣市民ギャラリー利用申込書兼利用承認書（様式第1号 以下「申込書」という。）を美術館に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、利用する日の6か月前に当たる月の1日から申し込みをすることができる。

(事前予約)

第5条 翌年度のギャラリーの予約については、美術館の開館スケジュールが決定するまで仮予約とする。

2 前項の仮予約について、複数の利用者が同一日程を希望する場合は、美術館の開館スケジュール決定後、抽選により決定する。

3 前2項の規定に関わらず和泉市、和泉市教育委員会又は美術館が主催する行事若しくは、美術館に関連する行事については、これを優先する。

(利用料金)

第6条 ギャラリーの利用料は無料とする。

2 利用者及び受付、監視等を行う関係者（以下「利用者等」という。）の美術館入館料は無料とする。ただし、美術館入館料が無料となる者は事前に美術館に届け出た者とする。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 美術館と事前に打合せた事項。
- (2) ギャラリーの施設及び設備を汚損、破損しないこと。
- (3) 利用者は、催しを広く周知するため、招待状、案内状のいずれかをはがき(以下「招待状等」という。)にて100枚以上作成し、配付しなければならない。なお、招待状等の記載内容については、次に掲げる事項を記載し、事前に美術館と打合せの上、決定すること。
 - ア 招待状又は案内状の別
 - イ 招待状等の対象人数
 - ウ 招待状等を所持しない場合、通常入館料が発生すること
 - エ 美術館が実施している展覧会名及びアクセスマップ
- (4) 利用者等のいずれかは、ギャラリー利用中、必ず会場に常駐していること。
- (5) 物販等を原則、行わないこと。
- (6) 美術館の指示に従うこと。

(利用許可の取消し等)

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当する時は、美術館はギャラリーの利用の取消し又は中止を命ずることができる。

- (1) 前条各号の規定に違反したとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
- (3) 政党又は宗教を支持し、又は反対することを目的とした利用の恐れがあるとき。
- (4) 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び関係者の利用、又は暴力団を利する恐れがあるとき。
- (5) 営利を目的とした利用の恐れがあるとき。
- (6) その他、管理上の支障があるとき。

(招待者の入館料)

第9条 利用者は、招待状にて入館した者の美術館入館料をギャラリー利用後、2週間以内に美術館に支払わなければならない。

2 前項の入館料は、当日入館料の2割を除いた金額に人数を乗じた金額とする。ただし、人数の上限は、各日30人とする。

(損害の賠償)

第10条 利用者等はギャラリーの利用に関して、故意又は過失を問わず、ギャラリーの備品、施設その他付随する物品等を汚損、破損した場合には、直ちに美術館に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第11条 ギャラリーの利用に関して、利用者等又は展示している作品等に損害が生じても美術館及び美術館業務受託者はその責めを一切負わないものとする。

(委任)

第12条 本要綱に定めのない事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

和泉市久保惣市民ギャラリー利用申込書兼利用承認書

和泉市久保惣記念美術館 あて

利用者 住 所

氏 名

（団体にあつては団体名及び代表者名）

メール・電話番号

（申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください）

和泉市久保惣市民ギャラリーを利用したいので、次のとおり申込みます。

利用日時	年	月	日（ ）	午前・午後	時から
	年	月	日（ ）	午前・午後	時まで
	搬入	月	日（ ）	午前・午後	時 分～
	搬出	月	日（ ）	午前・午後	時 分～
利用内容					
利用備品	展示ワイヤー				受付印
	展示台				
入場見込数	人				
利用責任者	氏名・連絡先	（ ） -			
	住 所	〒			

□「和泉市久保惣市民ギャラリーの運営等に関する要綱」及び「市民ギャラリーの利用について」の内容を確認した上で内容を遵守することを誓約します。

※□にレを記入してください。